11 月 6 日　がん循環器病予防センター研修会での高石市からの質問について

回答：大阪府健康医療部　　健康推進室　国民健康保険課

Q 糖尿病の治療中断の規定を教えてください。レセに糖尿病と記載されていても、実際投薬治療をしていないケースや、初診で血液検査をするために病名をつけている医療機関もＫＤＢはひろいませんか？

A　糖尿病の治療中断者の定義は、大阪府糖尿病性腎症重症化予防総合プログラムで示しているとおり、『健診等の質問票や、レセプトデータから過去の糖尿病治療歴は確認できたが、最終受診日から 6 か月以上受診がない者』としています。

大阪府保健事業対象者抽出ツールでは、KDB システムで管理できている過去 5 年間で、糖尿病の診断のレセプトがある被保険者が、直近６ヶ月糖尿病のレセプトがない場合、糖尿病治療中断者として抽出します。ご指摘のとおり、レセプトからの情報では、HbA1C の検査をされただけの方もレセプト上糖尿病とされる場合がありますので抽出されることになります。

このように、レセプトからの情報からの病歴管理には一定限界もありますが、これらの情報を最大限活用していただきたいと思っています。このツールで抽出した対象者については、過去 4 年前までの検査値や投薬履歴などが表示されますので、それらの情報からアセスメントし、支援計画をたて、対象者が必要な医療を受けることができるよう支援を行ってください。